

平成19年度 国立大学法人島根大学 年度計画

国立大学法人島根大学の中期目標・中期計画(平成16～21年度)に基づく平成19年度計画を以下に示す。
(注:中期目標を四角(点線)で囲んで該当箇所に示している。また、各項目に付している番号は、中期目標・中期計画・年度計画一覧表の整理番号に対応している。)

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

(学生収容定員)

島根大学の平成19年度の学生収容定員は、別表のとおりとする。

1 学部段階では幅広い教養と基礎的な専門知識を身につけ、課題探求能力と問題解決能力を涵養するとともに、修士課程及び博士前期課程では応用力を養い、博士後期課程では専門分野の学問を修得させ、創造力及び応用力を養う。

(学士課程)

No.1

島根大学憲章に基づき、豊かな人間性と高度な専門性を身につけた、自ら主体的に学ぶ人材を養成する教育を行う。

(1) 学生の多様性を踏まえ、現代的課題に対応するため、教養教育のカリキュラムを整備する。

平成18年度に行った初年次教育充実のための調査(全1年生対象)に基づき、効果的な初年次教育プログラムを考案し、平成20年度に教育開発センターを中心に全学の初年次教育セミナーを展開するための準備を行う。

補習リメディアル教育の効果を高めるため、テーマを絞った土曜日集中開講等の工夫を行う。

人と社会、自然への理解を総合的に深めるため、大学論、職業論、環境、情報、国際理解等に関する新規科目を開講する。

教養教育のカリキュラムを再編し、開設科目の精選と効率的な時間割編成に取り組み、平成20年度から実施する準備を整える。

(2) 医学部では、医学英語におけるe-learningの導入を検討し、医学科2年次学生を対象とした早期医学体験実習を開始する。また、地域医療教育学講座の設置を踏まえ、地域医療教育の更なる充実を図る。

教育学部では、初年次教育プログラムとして「1000時間体験学修」の中で「入門期セミナー」(平成16年度開設)を充実・発展させる。初年次教育プログラムとして「教職ガイダンス」(1単位)の内容の充実を図り、専門職養成の出発点として整備する。教員養成特化型学部構築の完成年度を迎え、教育課程及び「1000時間体験学修」に関する点検・評価を行い、教員養成カリキュラム改善による現代化を促進する。

(3) ティーチング・アシスタント(TA)に関する大学院生研修会を実施する。

(4) 嘱託講師の精選、退職教員等への特別嘱託講師・特任教授制度の活用を進めるとともに、現代的課題等に対応する新規開講科目の中で同窓生を含めて地域及び専門分野の教育支援者を積極的に活用する。

教育学部では、平成18年度に導入した「特任教授制度」の定着を図り、多様な専門分野における指導者の活用を図る。また、外部有識者によって構成されるサポート・マイスター制度を活用し、現代的教育課題等に関する特別講義を開始する。

医学部では地域医療教育の充実を目指し、地域医療施設での教育支援者に対しても臨床教授、

臨床助教授，臨床講師等の称号付与を拡大する。

外国語教育センターでは，平成 17 年度に導入した特別嘱託講師制度の充実に引き続き取り組む。

- (5) 外国語教育センターは，習熟度別クラス編成をさらに推進し，上級クラスにおいてネイティブスピーカーを活用する等，習熟度別クラス編成を活かした英語教育を実施する。また，進学，就職，留学等の進路選択に役立つ外国語教育について，各学部の要望を反映した外国語教育プログラムを策定する。

No.2

各学部・学科(課程)は，エッセンシャルミニマムに基づく教育カリキュラムを整備充実する。

法文学部では，平成 18 年度中の検討結果に基づき各学科・コースのエッセンシャルミニマムを明確な形で提示し，各授業をそれに対応した形で位置づけて整備する。

教育学部では，平成 18 年に開発した「教師力」育成プログラムの更なる高度化を図るため「FD 戦略センター」を中心に検討を継続する。

医学部医学科では，より高い臨床実践能力を備えた地域医療を担う人材を育成するための地域医療病院実習について見直しを行う。

総合理工学部では，大学院教育の改革と合わせて，エッセンシャルミニマムの再策定を検討する。

生物資源科学部では，エッセンシャルミニマム策定に基づき整備したカリキュラムを実施するなかで，エッセンシャルミニマムの一層の明確化を進める。

No.3

環境教育，フィールド学習教育等のカリキュラムを更に充実させるため，全学開放科目を拡大する。

No.4

放送大学との単位互換に関する協定書及び覚書を改定し，放送大学全科履修生の本学への受け入れ体制を整備する。

放送大学及び島根県立大学との単位互換制度の拡充によるカリキュラムの多様化を検討する。

No.5

教育開発センターは，JABEE 関連授業資料収集・管理システムについて，より合理的なシステム改善を検討する。また，「JABEE 関連科目担当教員交流会」等を全学的な FD 活動に位置付け，総合理工学部及び生物資源科学部の J A B E E 対応委員会との連携を強化する。

J A B E E の認定を取得した教育プログラムの質の向上を図るとともに，総合理工学部物質科学科物理及び化学分野で認定取得を申請する。

(修士課程(博士前期課程))

No.6

大学院改革に係る中央教育審議会答申と大学院設置基準の改正を踏まえ，全研究科において理念・目的の明示，エッセンシャル・ミニマムの策定とカリキュラム改革，成績評価基準の明示，研究指導計画の策定・明示，シラバスの明示，FD 活動を実施する。

教員養成の充実に係る中央教育審議会答申を踏まえ，「教職大学院」の設置を目指し，設置構想を策定する。これにともない，現行教育学研究科の全面改組計画を策定する。

(博士課程(博士後期課程))

No.7

医学系研究科博士課程では，専門医養成プログラムの充実発展に向け平成 19 年度入試から学生募集を開始した新設の高度臨床医育成コース及び腫瘍専門医育成コースの充実を図る。また，成績評価基準及びシラバスを明示し，担当教員を対象とした FD を行う。

総合理工学研究科博士後期課程では，単位の実質化のために見直した成績評価基準，研究指導計画書，シラバス等について，実施状況を踏まえて点検を行う。これらの改革と合わせて，エッ

センシャルミニマムの策定を検討するとともに、担当教員の拡充をさらに進める。

2 それぞれの専門を活かして、自主的に進路を選択し、決定できる学生を育成する。

No.8

キャリアセンターと教育開発センターを中心に各学部・学科等の連携を強化し、就職・進学等に関する将来の進路決定を支援するためのきめ細やかな履修指導を行う。

教育学部では、サポートマイスター制度を活用した「面接道場」を継続する。
総合理工学部では学外者・卒業生による就職セミナーを、生物資源科学部では大学院進学セミナー及び就職セミナーを、それぞれ引き続き実施する。

No.9

キャリアセンターは、1年生向けの総合科目「人と職業」を開講するとともに、4年一貫の体系的なキャリア教育を進めるための体制整備を検討する。

教育開発センターは、同窓会連合会及び各学部同窓会と連携し、卒業生による「先輩に学ぶ島根大学のこころと形」(仮称)の後期開講を図る。

法文学部では、キャリアセンターと協力して、職業意識醸成科目「キャリアプランニング」の充実を図る。

教育学部では、4年次必修科目「教職ガイダンス」において教職への指向を強化し、教職意識の拡充・深化を図るプログラムを実施する。

総合理工学部では、学生にインターンシップ科目及び「技術者倫理」の受講を推奨する。

3 教育の成果・効果の検証を行い、改善に努める。

No.10

教育開発センターは、平成18年度に実施した教育の成果・効果の検証に基づき、法人評価部門(役員会の下に設置)及び認証評価部門(評価室の中に設置)と連携して認証評価及び法人暫定評価に向けた教育改善に取り組む。

No.11

教育開発センター及び各学部等は、上記の検証結果に基づいて授業科目の内容と担当体制を再検討し、開設科目の精選と適正な配置(年次配置と時間割上の配置)を進め、平成20年度カリキュラムに反映させる。

特に、平成16年度に学部改革を実施した法文学部では、完成年度を迎えた現行カリキュラムについてその成果及び効果を検証する。

同様に、教育学部では、「教員養成特化型」学部の完成年度にあたる平成19年度にFD戦略センターを中心に現行教育課程の成果、教育効果について検証する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

1 大学の理念・目的に沿って、知的好奇心が旺盛で勉学意欲があり、目的意識が明確な学生を、多様な入学者選抜方法で受け入れるために、入試実施体制と入試組織を整備する。

No.12

入試情報・データを調査・分析・評価し、入試の改善と新しい選抜方法の企画・開発に役立てる。

広報活動を計画的に実施し、その効果を検証する。

- ・高校生、保護者等を対象としたパンフレットの改訂
- ・インターネットを通じた情報提供の充実
- ・オープンキャンパス及び教育・入試懇談会の充実
- ・山陰両県高校への高校訪問活動、松江・出雲地区近隣6校への学部・学科説明会及び島根県西部地区における大学説明会の継続実施、中国地区高校への広報活動強化の検討
- ・山陰・中国・近畿地区等における大学合同説明会・業者主催進学説明会等への計画的参加

- ・新入生，説明会参加者，インターネットアクセス者等へのアンケート実施
大学・学部・学科等のアドミッション・ポリシーの系統的整備をさらに進める。
入試実施体制の整備，効率化をさらに進める。

No.13

一般選抜（前期，後期），3年次編入学者選抜，推薦入学者選抜（，，地域枠推薦），AO選抜，社会人特別選抜，帰国子女特別選抜，外国人留学生特別選抜のアドミッションポリシーを，選抜ごとに系統的に整備する。

選抜ごとの入試実施項目（選抜方法，科目，配点，問題内容，面接内容，採点評価基準，合否判定基準）とアドミッションポリシーとの整合性を再点検する。

2 入学者選抜に関する評価を推進し，その改善に努める。

No.14

平成19年度入試における志願者，合格者，入学者等に関するデータを検証し，選抜ごとの入試実施項目（選抜方法，科目，配点，問題内容，面接内容，採点評価基準，合否判定基準等）を点検して，必要に応じて選抜方法や募集人員等を見直し改善する。

平成20年度入試から推薦及びAO入試を合わせた募集人員枠を現行の全募集人員の30%以内から50%以内に変更する国立大学協会の決定，全国的な入試動向の変化等を踏まえ，一般選抜と特別選抜の今後の在り方について抜本的な見直しを引き続き検討する。

No.15

大学院教育実質化等の改革を進め魅力ある大学院を構築し現役学生・社会人・留学生等の受け入れを強化するため，これまでの入試の実施状況を検証し入学者選抜方法等の改善を進める。

研究科・専攻の教育目的及びアドミッション・ポリシーを明示する。

大学院説明会の実施等，広報活動を強化する。

教育学研究科では，平成20年度に予定している研究科の全面改組及び「教職大学院」の設置構想に対応して，AO入試の導入を検討する。また，入学前教育プログラムの開発を進め，高度専門職業人養成の実質化を図る。

3 教育目的・目標に即して教育課程を編成し，体系的な授業内容を提供する。

No.16

教育開発センター及び各学部等は，大学教育の理念・目的に沿って，個々の授業科目の位置づけを明確にした体系的なカリキュラム整備に引き続き取り組む。

No.17

教育開発センターは，環境教育・キャリア教育・島根の人と自然に学ぶフィールド学習等をテーマとする教育プログラムを試行的に実施する。その成果を検証するとともに，プログラムの改善・開発に引き続き取り組み，平成20年度カリキュラムに反映させる。

No.18

中央教育審議会答申に対応して全学の教職課程を再構築するため，島根大学教職課程運営協議会及び全学の教職課程に対して明確な責任体制を有する教育学部附属教師教育研究センターを設置する。

教養教育のカリキュラム整備に合わせて，複合科目・学際領域科目をさらに整備する。

4 社会・地域の多様なニーズに対応した教育システムを整え，グローバルな視点から社会にコミットできる学生を育成する。

No.19

キャリアセンターの新授業科目「人と職業」や法文学部の「キャリアプランニング」等の開講によって職業意識を涵養し，就業体験の持つ意義を理解させることにより，インターンシップへの参加を一層促す。

インターンシップの事前・事後学習プログラムに「社会人のマナー・エチケット」や「効果的な話し方・聞き方・プレゼンテーション」などの態度、スキルを身に付けるメニューを用意し、内容の充実を図る。

社会の多様なニーズに対応した教育システム整備の一環としてキャリア教育を位置づけ、インターンシップを通して産業界との連携を深める。

大学就職担当者と企業の情報交換の場として実施している「企業との懇談会」を、パネルディスカッション、分科会方式で行うこととし、就職担当者と企業との対話を通じ、より一層の情報交換の場とする。また、平成18年度の懇談会に参加した地元企業を数社毎のグループに分け、定期的に情報交換会を開催し、より細かな情報交換を行い、学生の地元就職率向上につなげる。

インターンシップの受け入れ先企業の開拓を「企業との懇談会」に参加した企業及び月平均15社来学する求人企業に対して行い、受け入れ企業を拡大する。

教育学部では、平成16年度に開始した「1000 時間体験学修」の充実を図り、地域社会、学校等との連携を強化して、学生が教育現場に主体的にコミットし、指導的人材として機能するプログラムを実施する。

医学部看護学科では、附属病院の看護助手として放課後働く機会が持てることを入学説明会で伝えるとともに、2年生と編入生が参加しやすいように配慮する。また、看護部における先進的取り組みや勤務状況について学生との話し合いの場を設け、卒業後附属病院への就職希望者を増やすことにつなげていく計画である。

No.20

社会的視野を広げ、地域理解を深め、人間的力量を高めるため、地域の関係機関との連携や地域人材の活用によって、環境教育、フィールド学習、キャリア教育、島根の人と自然・歴史と文化に学ぶ教育、教員養成及び地域医療人育成等の教育内容を充実する。

No.21

教育開発センターは、環境教育、フィールド学習等において、学生による企画・実践を取り入れた学生参加型科目を開発・整備する。

教育学部の「ピビット広場」(「1000 時間体験学修」における大学版子どもの居場所事業)など、各学部で実施している体験型、学生参加型授業等において、学生が自ら企画、実践するプログラムを充実させる。

No.22

交流協定大学における学生交流や学生による企画・実践を取り入れた学生参加型科目における海外学習体験の単位化を検討する。

教育学部では、交流協定大学における学生交流活動を「1000 時間体験学修」の体験時間にカウントし、異文化体験、人的交流活動等の認定を行う。

No.23

平成18年度に採択された特別教育研究経費(教育改革)事業「島根の人と自然に学ぶフィールド学習教育プログラムの構築 - 島根大学から世界が見える教育の展開 - 」を引き続き全学的に実施し、さまざまなフィールド・現場における学習体験に根ざした教育プログラムを構築する。

5 教育の質を保證する厳格な成績評価を実施する。

No.24

「成績の評価に関する取扱要項」を改正し、嘱託講師を含む全教員がそれぞれ担当するすべての授業科目について成績評価基準を明示したシラバスを作成し公表するように規定する。

No.25

「成績の評価に関する取扱要項」について、評価区分を「優、良、可、不可」の4区分から「秀、優、良、可、不可」の5区分に変更するように改正し、平成20年度から実施できるように学務情報システムや成績証明発行システムの整備を行う。

成績評価の明確化、単位の実質化、授業選択の拡大、学修指導體制の確立等の諸課題に取り組む。JABEE認定取得対応学部を中心に、GPA制度を試行的に導入する。

法務研究科では平成19年度4月からGPA制度を導入し、平均成績評価基準(GPA 1.5以上)に沿った学習・教育指導をし、高度専門職業人養成機関に必要な教育の質の保証を確保する。

No.26

「成績の評価に関する取扱要項」を改正し、教養教育において成績評価に関する情報提供及び不服申し立てシステムを構築し、運用する。

学部・大学院の専門教育においても不服申し立てシステムの構築を進め、準備の整った部局から運用を開始する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1 大学の理念・目的に沿った教育を実現するために必要な教育体制及び教育支援体制を整える。

No.28

退職教員、教育支援者等を特任教授等として採用し、必要な教育分野への機敏な配置を進める。教育学部では、平成18年度に導入した「特任教授制度」の定着を図り、多様な専門分野における指導者の活用を図る。

医学部医学科では、地域医療施設での教育支援者に対しても臨床教授、臨床助教授、臨床講師等の称号付与を拡大し、地域医療教育体制を整備する。

柔軟な教育体制を構築するため、学部内学科横断型、学部横断型等の教育展開について検討する。

No.29

大学院教育に関する中央教育審議会答申、学校教育法・大学院設置基準の一部改正等を踏まえて、これまでに整備した大学院担当教員の認定及び再審査制度について再検証し、一層の充実をはかる。

No.30

教育開発センターを中心に、学生による授業評価、環境教育、フィールド学習、TA制度、指導教員制度等に関する研修会やシンポジウム、教育改善のための学生座談会等を開催し、教育方法改善の企画開発を進める。

教育開発センターは、学部等のFD活動に連携する取組を強化する。

法文学部では、授業公開と学生との意見交換会を引き続き企画実施し、学部における授業改善に取り組む。

教育学部では、FD戦略センターの主要事業として「TT方式による共同授業方式」、「教科専門教育プロジェクトの構築」等、統一テーマのもとで授業公開及び検討会を実施する。

医学部では、地域医療人育成や専門医養成に関連するFD研修会やワークショップを、引き続き積極的に開催する。

総合理工学部では、学部と研究科それぞれにおいて、FD活動を実施する。また、FD活動に学生や教職員のニーズが反映されており、教育の質の向上や授業の改善に結びついていることを検証する。

生物資源科学部では、学生による授業評価の高い専門教育科目の担当教員による授業公開を積極的に実施するとともに、教員の積極的な参加を促す。

2 外国語教育の企画・立案・実施体制を確立する。

No.31

平成18年度に自己点検評価した運営組織・外国語教育プログラム改善の実質化を図りつつ、学生ニーズ・社会的ニーズに応える外国語教育を企画・実施する。また、継続的に補習教育を含む授業外の学習指導を積極的に行う。

3 附属図書館は、教育・研究及び学習を支える知的情報を提供する。

No.32

電子ジャーナル,各種データベース及びオープンアクセスの学術系リソースを統合的,一元的に利用できる横断検索システムを整備し,検索結果から論文入手までのプロセスを支援する“SHIMANE LINKS(リンク・リゾルバー)”の機能向上と利用拡大を図る。

平成18年度に作成した学術情報リテラシー・テキストを使用して,学術情報リテラシー教育を充実・拡大させるとともに,当該テキストの内容に対応したオンライン・チュートリアルを作成・公開し,自学・自習できる環境を整備する。

学生用図書を整備・充実を推進するため,学生1人当たり1冊の購入を目指すとともに,専門性を深めバランスのとれた蔵書構成を実現するため分野毎の重点的な整備を図る。

No.33

「島根大学紀要全文データベース」の採録範囲の拡大と「島根大学学術情報リポジトリ」での公開を行う。

また「島根大学評価情報データベース」と連携した学術論文の収集公開システムを構築し、「島根大学学術情報リポジトリ」から公開する。

平成18年度に設置した附属図書館研究開発室の4プロジェクトにより,関係資料の調査及び書誌データ作成を実施し,データベース公開の準備作業を行う。同時に貴重資料の画像デジタル化を行いデータベースと連携した貴重資料公開システムを構築する。大森文庫については,平成18年度までに実施した展示・講演会の成果に基づき,華岡青洲を中心とした図書を出版する。

- (1) 貴重資料:歴史・地理系プロジェクト
- (2) 貴重資料:国書・文学・語学系プロジェクト
- (3) ラフカディオ・ハーン(小泉八雲)プロジェクト
- (4) 大森文庫(古医学書),西東文庫プロジェクト

本館では各学部資料室及び研究室に貸出されている未入力の研究室貸出資料と書庫内未遡及資料の遡及入力を継続して行う。

4 情報ネットワーク等を含む教育環境を整備する。

No.34

学内ネットワークのセキュリティ確保のため,主として学生が利用する約1,500の情報コンセント,無線LANアクセスポイントを対象とするネットワーク検疫システムを構築する。

医学部では,地域医療病院・健康福祉施設実習における医学・看護学統合型地域医療教育遠隔支援e-ラーニングの開発を目指す。

総合理工学部では,引き続き,各学科・分野で推奨パソコンを設定し新入生に購入を勧める。

生物資源科学部では,平成18年度に整備した無線LANアクセスポイントの稼働状況を調査した上で,さらなる整備を検討する。

No.36

平成18年度に全ての大学院生を対象に実施した学生生活満足度調査で示された,教育内容・方法,教育環境,希望・要望等の項目に関する調査結果,各研究科に対して実施した大学院生の実験・研究スペース及び設備・備品等に関する調査結果に基づき,教育設備の整備マスタープランを策定し,学内の政策的配分経費等による改善に着手する。

No.37

教育学部,外国語教育センター,生涯学習教育研究センターは共同して情報ネットワークシステムを高度化し,マルチメディア教室の整備による語学自習の教育環境をさらに充実する。

外国語教育センターは,e-Learningに関する研修会等を各学部ごとに実施し,学部学生等が積極的に語学学習システムを活用するよう指導する。また,ワークステーションにおける学生指導を通じて,継続的に学生の自学自習を積極的に支援する。

5 教育活動の評価システムを確立する。

No.38

平成18年度の教員個人評価(教育活動)の試行結果を踏まえ、平成19年度は、法人評価、認証評価を視野に入れ、大学評価・学位授与機構が定める評価基準を活用し、法人評価部門(役員会の下に設置)及び認証評価部門(評価室の中に設置)において、本学が実施する教育活動に関する評価が、組織として教育活動の改善及び質的向上につながっているか検証する。

No.39

教育開発センターを中心に、学生による授業評価を継続実施し、その分析結果を授業改善に活用する。この組織的取り組みを強化するため、授業評価アンケートプロジェクトチームを中心に、各学科・研究室等における授業評価結果の検討会の開催を促進する。

教育開発センターは、「教員の教育表彰に関する取扱要項」及び「教養教育領域における教員の教育表彰に関する運用方針」に基づき、学生による授業評価の結果を活用して「島根大学優良教育実践表彰」の候補者を推薦する。

法務研究科では、院生による中間・期末の授業評価結果を公開し、授業に関する院生の意見表明の場として意見交換会を開催する。これらの結果は報告書として全員に配付し、フィードバック方式の授業評価を制度化する。

6 社会の要請を踏まえ、学部及び大学院の新設・改編・充実を行う。

No.40

医学系研究科博士課程委員会において、医療工学を専攻する課程(又はコース)の設置について検討を行う。

No.41

平成19年度中に「宍道湖・中海環境データベース検討会」を核とする「地域創造研究推進機構」(仮称)の立ち上げに向け、地域の調査研究機関等との調整を行う。

汽水域重点プロジェクト及び「地域創造研究推進機構」(仮称)に参加する学内外の研究者を中心に、専門技術者養成のための教育プログラムの作成について検討する。

No.42

連合大学院農学研究科を維持するため、引き続き連絡・調整を密にする。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1 学生の学習支援体制を強化する。

No.43

カリキュラム整備に合わせて、各学部・学科(課程)・コースにおいて、系統だった学習が可能な複数の履修推奨モデルを提示し、きめ細やかな履修指導を行うことができる体制を整備する。

No.44

オフィスアワー制度及び指導教員制度をさらに充実し、学修及び生活支援体制を強化するため、指導教員制度に関する研修会を実施する。

法文学部では、平成18年度の調査結果に基づき、オフィスアワーを統一的な基準で設置し、各教員が履修指導に活用できるようにする。

教育学部では、授業終了後に教育支援センター教員による「だんだん塾」事業を継続実施し、事業内容の充実を図るとともに成果の公開システムを検討する。

医学部医学科では、すでに導入している指導教員制度を改善し、新入生が入学直後から指導教員と面談できる体制を構築する。

総合理工学部では、シラバスへのオフィスアワーの記載を徹底するとともに、各学科・分野において指導教員による成績通知や導入ゼミの実施等、指導教員制度の組織的効果的活用を進める。

生物資源科学部では、FD委員会とも連携して、オフィスアワーのシラバスへの記載及び実施を徹底する。

外国語教育センターでは、引き続き授業期間中、午前8時30分から午後6時まで専任教員及び特別嘱託講師がワークステーションに常駐する体制をとり、センター担当職員と協力し、学生に対する授業外の指導・助言を実施する。

No.45

学生の学習及び学内外での諸活動への取組みを評価するため、島根大学学内資格付与制度を創設、実施する。

No.46

「心身に障害のある学生への配慮マニュアル」を作成し、指導教員の手引きの中に追加することにより、該当学生への支援体制の充実を図る。

学生支援課、指導教員、保健管理センターの連携による支援を引き続き行う。

心身に障害のある学生、留学生、社会人等、特別な支援を必要とする学生に関して、施設等に対する学生の利用満足度、ニーズの調査等を検討する。

2 課外活動及びボランティア活動の支援体制を整備する。

No.47

全課外活動サークル対象研修会を2回、水上系課外活動サークル対象研修会を1回、山岳系課外活動サークル対象研修会を1回開催する。

学生の地域社会との交流、地域の取組みへの積極的参加を促進する。

学生支援課は、ボランティア活動に関する学内外に向けた対応窓口を設置する。

課外活動サークルが活動しやすい環境作りのための設備・器具・用具等を整備する。

中・四国国立大学連合演奏会・連合美術展覧会当番校として関係課外活動サークルの支援を行う。

3 学生の生活支援体制を強化する。

No.48

「学生生活満足度調査」の結果を基に、学生委員長会議において学生生活の支援策を検討する。

サークル研修会等において学生生活状況の把握に努め学生の意見を反映させた学生生活支援を行う。

学生支援に関する指導教員研修会を実施する。

No.49

保健管理センターと学生支援課のミーティングを定期的に行い、情報の共有と連携を図る。

常勤カウンセラーを中心に不登校問題を抱えている学生に対するグループワークを行う。

平成18年度に整備した学生の「電子カルテシステム」の有効利用を図り、指導教員、保健管理センター医師、学生相談担当者が連携しメンタルケアを行う。

常勤カウンセラーが不登校問題を抱える学生のケアを行うための「サロン」を前・後期それぞれ15回程度開設し相談を行う。

No.50

セクシャル・ハラスメント相談員、保健管理センター相談員、学生支援課相談員の連携を強化し、学生に対するあらゆるハラスメントへの対応の充実を図る。

学生の悩みやハラスメント等に関するテーマで教員に対する研修会を実施する。

No.51

相談窓口や緊急時の連絡先カードを、新入生及び在学生全員に配布する。

相談体制を充実させるため、定期的に学生相談担当者連絡会を開催し、資質の向上を図る。

メール相談、意見箱の設置による相談を引き続き実施し、支援体制を強化する。

No.52

保護者への情報発信をより積極的に行い、入学生の保護者に対して、カルト集団からの勧誘・対策等についての情報提供を行う。

各学部において保護者と教員との面談、意見交換会等を開催する。

No.53

学生と職員が一体となり学内環境整備(運動場・体育館等の課外活動施設の草刈り・ゴミ拾い・清掃)を実施し、適切な学生生活環境を保つ。

島根大学生協同組合との連携を図り、学生食堂の設備・機器の更新を行い、学生の利便性の向上を図る。

学生センター南側広場が学生の憩いの場所となるよう、学生と共に環境整備を行う。

課外活動共用施設利用サークルとともに、課外活動共用施設内及び周辺環境整備を行う。

No.54

子供を持つ学生のために保健管理センターで保育相談やカウンセリングを行うとともに、市の子育て支援制度等や保育に関する学生支援課職員の勉強会を行うなどして、相談者へ情報の提供を行う。

No.55

平成17年度に島根大学授業料奨学融資制度を、平成18年度に学業成績優秀者の授業料免除制度を創設し、経済的に困難な学生、優秀で意欲的な学生への支援体制を確立した。平成19年度は、島根大学独自の奨学金制度の創設等を行うため、学内外から寄附を募り、島根大学支援基金の一部を奨学金に充てることを検討する。

No.56

学内環境整備、図書館業務、福利厚生施設の運営等への学生アルバイト活用を促進する。

No.57

4大学(島根大、山口大、愛媛大、高知大)間学生交流自主的・実践的研究プロジェクトへの支援を行う。

学生が学会発表や他大学等で研修を行う際の支援制度を整えるため、学内外から寄附を募り、島根大学支援基金の一部を財政支援に充てることを検討する。

4 学生の就職支援体制を強化する。

No.58

電子カルテシステムにより、指導教員が進路選択から就職活動までのきめ細やかな指導を行い、就職率の向上を図る。

出雲キャンパスの学生に対する就職支援策を新たに企画・実施する。

No.59

過去3ヶ年の卒業生・修了者の就職先企業を対象に実施した「島根大学の教育と卒業生についてのアンケート」の分析結果を基に、在学生に対する就職支援を改善するとともに、既卒者に対する就職支援の具体的施策を検討し、実施する。

キャリアセンター専任教員が、既卒者からの就職相談(キャリアアップ、転職相談等)に対応する。

既卒者に対し、ジョブカフェしまね及びハローワークと連携し、求人情報を提供する。

本学に求人票を送付している企業から中途採用情報を提供してもらい、就職システムで既卒者に情報を提供する。

5 留学生の生活支援体制を強化する。

No.60

国際交流センター内に設けた「留学生交流部門」を中心に、留学生の諸相談に応じ、各部局及び各センターと連携して、必要な就学指導・生活支援活動を積極的に行う。

No.61

国際交流センターにおいて、多言語による情報発信の一環として、学内インフォメーションの多言語化を進める。また、国際交流センターホームページのコンテンツを充実させ、多言語による情報提供を進める。

No.62

留学生後援会の寄附金を有効活用し、留学生に経済的支援を行うと共に、島根県留学生等交流推進協議会など関連団体に新規の奨学金の創設についての依頼を継続的に行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1 地域における知の拠点として、社会の要求に応えられる多様な学問分野を育成するとともに、特色ある研究を強化し、国際的に評価される研究拠点を構築する。

No.63

プロジェクト研究のテーマの設定にあたっては地域課題の解決に向けた、分野横断的な革新的テーマを優先し、地域の知の拠点としての本学の特色を明確にする。

プロジェクト研究推進機構の中で最終年度を迎える4件の重点研究プロジェクトは、その成果を十分に検証した上で本学の特色ある研究としてさらに推進すべきテーマを絞り込み、平成20年度からの第2期プロジェクトのために研究体制を整備する。

新たな萌芽研究プロジェクトを2～3テーマ設定し、平成20年度以降の重点研究プロジェクトの新規テーマ設定に向けた研究体制の整備を行う。

島根県、雲南市、松江市、日南町及び国土交通省中国地方整備局との包括協定を基礎に、環境、過疎・高齢化、観光等の地域の特性を生かしたテーマで具体的な共同研究プロジェクトを推進し、本学の多様な研究活動を引き続き育成する。

産学連携センターは、重点研究プロジェクトや各学部での特色ある研究成果を生かした産学官連携プログラムを立案、策定し、地方自治体等との包括協定を基礎にした「地域の知の拠点再生プログラム」関連事業への応募に積極的な支援を行う。

No.64

計画最終年度となる重点研究部門の以下の4プロジェクトは国際誌への投稿、研究集会の主催などを積極的に行い、成果のまとめと公表に重点を置く。

- ・健康長寿社会を創出するための医工農連携プロジェクト
- ・汽水域の自然・環境再生研究拠点形成プロジェクト
- ・S-ナノテクプロジェクト
- ・中山間地域における住民福祉の向上のための地域マネジメントシステムの構築

特別教育研究経費（研究推進）として採択された「胎児・新生児・小児疾患の早期診断及び治療法の確立」についてはプロジェクト研究推進機構の特定研究部門のプロジェクトとして位置付け、健康長寿社会を創出するための医工農連携プロジェクト等と協力して研究を推進する。また、特別教育研究経費（連携融合）による特定研究部門の「テキサスプロジェクト」は計画最終年度に当り、島根県及び米国テキサス州の各研究機関と連携しながら産学官連携の視点で成果を取りまとめ、国際シンポジウム等で公表する。

地域再生及び地域の知の拠点形成の視点から、島根県等と協議の上、平成20年度以降の新たな連携融合プロジェクトを5月末までに計画する。

2 研究成果を学内研究者で共有するとともに、積極的に社会に還元する。

No.65

研究者情報を一層充実させるとともに、機関リポジトリと相互に連携した運用を開始する。

No.66

平成18年度のプロジェクト研究推進機構の研究成果は、4月末までにホームページで公開し、6月末までに冊子として取りまとめる。

No.67

特許出願件数(累計)の増加に伴い、また、特許実施許諾契約等の個々の案件に対し、正確さと迅速さを確保するため専門的知識を有する職員1名を雇用し、知的財産管理部門を強化する。

No.68

平成19年度中に100件を超える予定の出願特許の管理に遺漏のなきを期するため、知財管理システムの充実を図り、活用の円滑化を図る。

3 国内外のトップレベルの水準として評価される研究を維持・創出することを目指す。

No.69

平成18年度に引き続き、「汽水域の環境修復と賢明な利用」をテーマとした国際シンポジウムを開催する。

汽水域研究センターは、JaLTER(日本における長期生態学研究)のコアサイトとして、宍道湖・中海における生態系モニタリングを行い、結果をデータベース化して国際的にも通用する研究施設間の互換可能なデータの提供を行う。

寧夏大学との研究交流20周年記念の論文集を日中両国語で刊行するとともに、中国内陸部における拠点としての取組を推進する。

研究戦略会議において国際的研究拠点形成に向けた平成20年度からの具体的テーマと体制について検討する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1 研究体制を整え、研究目的・目標の達成に結びつける。

No.70

平成19年3月に実施した「島根大学研究フォーラム2007」の結果を踏まえて、本学の個性的な研究を発展させるため、さらなる研究者の意識の改革を図る。

引き続きフォーラムの開催を計画するとともに、フォーラムで出された意見を参考にして、研究戦略会議において本学の研究体制の見直しを含め、次期中期計画における研究戦略について検討する。

No.72

プロジェクト研究推進機構の中で最終年度を迎える4件の重点研究プロジェクトは、その成果を十分に検証した上で本学の特色ある研究としてさらに推進すべきテーマを絞り込み、平成20年度からのプロジェクトのための研究体制を整備する。

新たな萌芽研究プロジェクトを2～3テーマ設定し、平成23年度からの重点研究プロジェクトの新規テーマ設定に向けた研究体制を整備する。

2 研究目的と規模に応じて、適切な研究支援体制と研究環境を整備する。

No.73

共同利用機器のオペレータ制度をさらに検討し、具体化に向けて調整する。

「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月)」を踏まえ、松江キャンパスの動物実験体制を検討する。

No.74

平成18年度に検討を開始した教員のサバティカル研修(長期研修)制度の原案に対する意見聴取を行い、その結果を踏まえて制度の確立を目指す。

No.75

平成18年度から新設した政策的配分経費「社会・国際連携推進費」を活用し、各部局・センターにおける教職員・学生の海外派遣を推進する。

留学生(研究者)の指導教員だった教職員の海外派遣事業をさらに展開するため、平成18年度から新設した「帰国外国人留学生に対するフォローアップのための派遣プログラム」を充実させる。

3 研究活動等の状況や問題点を把握し、研究の質の向上及び改善を図るための評価システムを整

備する。

No.77

平成18年度の教員個人評価(研究活動)の試行結果を踏まえ、平成19年度は、法人評価、認証評価を視野に入れ、大学評価・学位授与機構が定める評価基準を活用し、法人評価部門及び認証評価部門において、本学が実施する研究活動等の評価が、組織として研究活動の活性化、質的向上につながっているか検証する。

No.78

全学的な改修が終了し空きスペースが確保できるまでの間は、原状を確保する。併せて、空きスペースの利用計画の検討を開始する。

No.79

平成18年度に制定した研究表彰制度による表彰を実施し、併せて、受賞者の公開特別講演会を開催する。

4 組織の改組転換を含め、教育機能、研究機能を再検討し、教育研究の進展や社会的要請に柔軟に対応する。

No.80

複合・融合領域の研究プロジェクトとして平成17年度に設置したプロジェクト研究推進機構の以下の重点研究プロジェクトについて引き続き推進する。

(重点研究プロジェクト)

- ・健康長寿社会を創出するための医工農連携プロジェクト
- ・中山間地域における住民福祉の向上のための地域マネジメントシステムの構築
- ・Sナノテクプロジェクト

No.81

既に総合情報処理センターに設置した「実務的システム開発ラボラトリー」に加えて、将来を見据えた情報関連組織のさらなる統合に向け検討を進める。

総合情報処理センターとして、総合科目へ1科目追加し、合計2科目開講する。

情報関連部門の教育や広報を、さらに推し進める。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

1 「地域とともに歩む大学」として、生涯学習社会に対応した社会貢献の推進、地域産業界・地方公共団体との連携を強化し、学内外の研究組織・機関との連携・協力を図る。

No.82

公開講座と公開授業の開講数の拡充を図るとともに、センターとして年度単位のテーマを提案し、学部横断的な大学講座を開拓する。

広報担当課と連携し、大学公開講座だけでなく、医学部をはじめとする各学部等の自主講座の広報活動についても積極的に実施する。

近隣市町村の市民大学などと連携し、公開講座の一部を市民大学の中で連携講座として実施できるようにする。

No.83

平成18年度に県内市町村教育委員会社会教育担当者を対象に実施した「指導者養成研修に関する意識調査」の分析結果をもとに、本学と県及び関係機関・団体等と生涯学習指導者の養成に関する連携・協力関係の在り方についての協議を推進する。この協議の結果を軸に、未参加の各市町村教育委員会に呼びかけ、本学と県・市町村、関係機関等との間で、幅広い連携協力体制を確立するための協議を始める。

No.84

教育開発センターは、生涯学習教育研究センター主催の「島根大学公開授業」の実施に引き続き協力し、放送大学全科履修生の特別聴講学生としての受入を準備する。また、高大連携等について、校長会及び教育委員会との連携を深める活動を強化する。

松江東高等学校と連携し、SSH（スーパーサイエンスハイスクール）プログラム協議会を発足させる。

高校への出張講義、高校からの大学見学・授業参観の受入等について、社会・国際連携課を窓口にして、年間を通して計画的組織的に実施する。

No.85

地域住民のニーズに対応するため常設的な大学の学習拠点、情報拠点、相談窓口など地域貢献のための地域拠点としてのサテライト・キャンパスの在り方を検討し、具体的な設置構想を確立する。

No.86

「外部資金（受託研究等）導入マニュアル」に基づく外部資金導入啓発活動を関係学部において行う。

シーズ集を継続的に作成し、HP、各種イベントを活用して紹介を行う。

教員のシーズをベースとした企業へのコーディネート活動を継続的に進めていく。特に重点研究プロジェクトの成果の活用に重点を置く。

昨年度下半期より開始した企業群との交流を継続的に進めるとともに、併せて県内企業のニーズ調査を継続的に進める。

No.87

昨年度に締結した国民生活金融公庫及び商工組合中央金庫との協定に基づく相談窓口機能を活用し、企業のニーズを的確に把握することにより、リエゾン活動を推進する。

共同研究推進のために、次のような取組みを継続的に行う。

- ・研究シーズ集の作成、研究シーズの広報活動
- ・包括協定に基づく自治体等との協働による産学連携事業の推進
- ・学外で開催される産学官連携推進のための各種イベントへの参加
- ・共同研究等の成果を実用化に結びつけるためのMOTセミナーの実施
- ・MOTについては総合理工学研究科における半期の講義の準備を行い実施する。

No.88

平成19年度末までに産学連携による大学院教育も視野に入れた共同研究を基礎とするポストドクトラルフェロー（PDF）派遣制度を先行例も参考にしつつ確立を目指す。

No.89

平成19年度の広報・広聴活動計画に基づき、地域住民・企業・地方公共団体等に対する広報・広聴活動の強化を図る。

No.90

「大学コンソーシアム山陰」で、従来行ってきた外国人留学生の交流事業に加え、新規に日本人学生の海外研修事業を共同実施する。

No.91

平成19年度は雲南市三刀屋町で健康調査を実施し、将来への前向き長期追跡調査が可能なコホート集団を設定する。この研究活動、出雲市でのメタボリックシンドローム改善プログラム、東アジアでのフィールド調査を核として、島根大学重点研究プロジェクトからの継続的なサポートを得て、「疾病予知予防センター」を大学あるいは医学部内に設置する方向で準備を進める。

No.92

平成18年度に設置した医学部市民生涯学習支援室が中心となり、地域住民への公開講座の開催やホームページの更新などの方法を駆使して、学外への情報発信を充実させる。

2 独自の国際貢献に関する目標を明確にし、推進する。

No.93

国際交流センターにおいて、大学憲章や国際交流センターの理念・目的等をふまえた『留学生交流』、及び『国際学术交流』に関する規範とすべき基準をそれぞれ策定する。

3 外国人留学生の積極的な受入を図るとともに、受入体制の整備を推進する。

No.94

国際交流センター「学生交流部門」を中心に各部局における留学生の「入口」から「出口」までの支援体制を検証し、改善のために必要な全学的措置をとる。

No.95

外国語教育センターとの連携による継続的な日本語教育の補講や日本語能力資格試験への補助事業、研修見学等の日本語教育、日本文化理解のための事業を実施する。

No.96

「帰国外国人留学生に対するフォローアップのための派遣プログラム」事業を継続的に実施するほか、帰国外国人留学生ネットワーク作りを推進する。

No.97

従来の本学の英文概要である「プロスペクタス」に加え、国際交流センターにおいて新たな広報誌を編集し、海外に向けての広報活動を強化する。

海外留学フェアなどの広報事業に積極的に参加し、国内外に広く広報活動を行う。

No.98

島根県下の関係諸機関と協力しながら、国際理解を深めるための地域住民との交流による体験学習プログラムを学内の政策的配分経費や留学生後援会の寄附金等を有効活用しながら、継続的に実施する。

4 海外の大学・研究機関等との連携・交流を推進するとともに国際共同研究を推進する。

No.99

交流協定を締結している37機関について、実質的交流を図るため交流実績等を引き続き検討し協定機関を精選する。

No.100

「国際開発サポートセンター」の各種研修事業への参加を啓発すると共に、学外から講師を招き、国際交流センター主催の国際交流プロジェクトに係る研修会を実施する。

No.101

国際交流センターの「学术交流部門」を中心に、教職員に対して国際交流プロジェクトに関する情報収集・情報提供を強化すると共に、平成18年度より新設した「政策的配分経費（社会・国際連携推進費）」を有効利用し、国際交流プロジェクトを支援する。

5 外国人研究者の受入体制を整備する。

No.102

継続的に「政策的配分経費（社会・国際連携推進費）」を活用し、外国人研究者の受入れを推進する。また、「島根大学国際交流事業基金」により、外国人研究者の招聘経費の援助を行う。

研究者交流会館の必要な整備を行い、入居している研究者の生活環境の充実を図る。

No.103

重点研究プロジェクトを中心に、外国人客員研究員を含む多様な分野での教育研究交流を推進する。

6 海外先進教育研究実践支援プログラム等、教職員の海外派遣体制を整備する。

No.104

平成18年度から新設した政策的配分経費「社会・国際連携推進費」を活用し、各部局・センターにおける教職員の海外派遣を推進する。

留学生（研究者）の指導教員だった教職員の海外派遣事業をさらに展開するため、平成18年度から新設した「帰国外国人留学生に対するフォローアップのための派遣プログラム」を充実させる。

No.105

外国の教育機関からの派遣依頼、海外教育支援活動への参加、外国への技術指導者派遣等の依頼に関し、対応窓口を国際交流センター（学術交流部門）に一元化し、各部局への情報提供及び海外派遣実施に向けての支援を行う。

No.106

国際交流センター（学術交流部門）において、国際開発協力サポートセンターの「国際開発協力のための大学等データベース」に積極的にデータ登録を行うよう働きかけ、またデータベースに関する十分な情報提供を行う。

7 学生の海外派遣を推進する。

No.107

平成18年度の実績を踏まえ、教員と事務職員が連携して海外研修の引率を行う新しい体制を整え、海外研修を実施する。

No.108

国際交流センターが外国語教育センター等と連携を図り、学生の国際的関心を高めるため継続的に次の事項を実施する。

海外留学に関する情報を積極的に提供する。

受入れ外国人留学生との語学プログラム実施など日本人学生との交流を図る。

サマープログラム研修生との交流プログラムを実施する。

No.109

国際交流センターが外国語教育センターと連携し、入学後早期からの留学のための語学学習等学生支援として次の事項を継続的に実施する。

語学学習サポートプログラムを実施する。

派遣留学希望者のために、留学体験者を活用したオリエンテーションを実施する。

交流協定校からの受入れ留学生との母国語による懇談会を実施する。

No.110

継続的に海外派遣学生数を増やすための方策として、国際交流センターが海外の大学との交流協定を活用し、引き続き協定校の留学担当者等からの学生への助言等を行えるよう、交流協定校から担当者を招聘する。

学生への派遣留学説明会開催のほか、協定校からの受入れ留学生を活用した情報提供を積極的に行う。

No.111

海外の大学に留学する前段階としての夏期・春期の海外研修参加者を増やすとともに、協定校等の実施する語学研修等への個人参加への支援を行う。

海外の大学への留学に対する情報提供を積極的に行うため、日本学生支援機構との連携を深め、同機構の留学支援センターの留学情報を提供する。

日本学生支援機構の貸付奨学金や島根大学留学生後援会の貸付制度を周知するほか、各国政府奨学金情報を収集し広報する。

8 附属図書館は地域社会との連携及び国際化への対応を推進する。

No.112

島根県立図書館及び松江市立図書館との横断 OPAC による情報共有をもとに、図書相互貸借、文献複写、共同展示企画等それぞれの図書館の特色を生かした利用サービスの向上に係る協力事業を展開する。

島根県立大学の統合・法人化後に協力協定を締結し、学術情報サービスを中心とした相互協力事業を行う。

医学分館では近隣の出雲市立図書館等と協議を進めながら、連携・協力活動を行う。

医学分館がサポートしている島根県医療関係機関等図書館(室)懇談会では、ホームページ更新による広報活動を行うとともに、加盟館の雑誌総合目録をwebで公開する。

No.113

平成18年度に公開した島根大学学術情報リポジトリに登録された本学教員等の学術論文の国際的な視認性を高めるとともに、国際的な流通促進を図るため、メタデータのサービスプロバイダであるGoogle, OAlster, SCIRUS等への登録を行う。

利用案内等の広報資料の多言語対応を進める。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

1 専門医療体制を整備し推進する。

No.114

複数診療科間で相互支援を行い、集学的治療(手術, 抗がん剤治療, 放射線治療, 緩和医療等)が出来る機能を有した「腫瘍センター(仮称)」を設置すると共に、専門性の高い医療人の養成を行う。

がん患者データ登録の推進を図ると共に、科学的根拠に基づいた治療を推進する。

「相談支援センター(仮称)」を開設し、がん患者への情報提供・相談支援体制の整備拡充を図る。

がん医療を推進するため、「地域がん診療拠点病院」の機能拡充を図り、都道府県がん診療拠点病院の申請・承認を得る。

No.115

地域の行政や医療機関と連携し、メタボリック・シンドローム対策を継続し推進する。

「栄養サポートチーム」の評価・検証を基に、栄養管理・指導を含めた組織体制の整備充実を図る。

No.116

効率的かつ質の高い医療チームを組織するため、診療体制の評価を基に、再編と医療従事者の充実を図る。

女性医療従事者が専門医療に専念出来るよう「女性スタッフ支援室(仮称)」の設置に向けて検討する。

No.117

「血液浄化治療部」を高度な合併症を有する腎不全患者の治療などが実施でき、地域医療の担い手となり得る機能を維持するため、特殊な血液浄化法にも対応出来るよう整備拡充を図る。

2 地域社会に還元できる先端医療を導入する。

No.118

CRC(治験コーディネーター)外来も含め、治験管理センターの機能拡充に向けた取組を進める。

治験受託件数の増加を図るための具体的な取組を進める。

No.119

地域医療機関の指導的役割を有する病院として、継続的に高度先進医療の実践を図る。

各診療科単位に当該年度に重点的に推進すべき先端医療技術の研究課題を設定する。

No.120

今年度、腫瘍センター(仮称)を設置し、その中に「再生医療・移植センター」機能も取り込み効率的な集学的チーム医療体制の構築を進める。

尿路の再生、分化誘導再生療法、培養軟骨細胞移植等の自己細胞を用いた再生医療に積極的に取り組む。

腎臓・骨髄などの移植医療を積極的に行うための環境作りについて具体的な取り組みの検討を進める。

3 人間性豊かな思いやりのある医療人を育成する。

No.121

地域医療人育成を推進する「地域医療教育センター（仮称）」の設置に向けて準備を進める。
「地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム」- 日本版WWAMIプログラム - を実践することにより地域医療人育成事業を推進する。
医療安全の推進を図るため、医療人の研修を企画し実施する。

No.122

学外の臨床研修協力施設との連携を強化する。
「卒後臨床研修センター」の業務評価を行い整備拡充を図る。
高精細遠隔診療システムを用いた遠隔診療教育の継続的な充実を図る。

4 患者中心の全人的医療を実践し、安全の確保を図る。

No.123

良質な医療の提供を推進し確保するため、病院機能評価認定の更新を行う。
本院のホームページで医療業績等を含めた医療情報を公開する等、診療情報を積極的に発信する。
患者さん相談室の相談内容の解析を進め、良質な医療の提供と医事紛争の防止に努める。

No.124

安全管理体制を強化するために、インシデントレポートを項目ごとに解析して、エビデンスに基づいた医療安全活動を進める。ポケットサイズの安全マニュアル等の効率的な利用を促進し、きめ細かい医療事故防止対策を実行する。
医療事故防止のための研修会等を定期的開催して、職員の出席率を確保し、安全と効率についての啓発活動を積極的に進める。
院内感染防止対策を推進するために、抗生剤適正使用のためのモニタリング、医療廃棄物処理体制の見直し、職場環境の美化を行う。
医療機器等の安全管理システムを構築するため、ME機器管理室の整備拡充を行い、管理機器の充実、研修会等による安全と効率についての啓発活動を行う。

No.125

初診紹介患者予約システムを検証し、効率的な患者受け入れ体制の整備・拡充を図る。
地域医療機関等との連携窓口の整備充実を図り、相互理解・協力体制を強化する。
島根大学医学部附属病院関連病院長会議を継続的に開催し、地域医療の現状を踏まえながら、地域医療人育成に向けて密接な協力関係の推進を図る。

5 管理運営体制を強化し、経営を改善する。

No.126

外部有識者を加えた戦略企画室を中心とした効率のよい運営体制管理システムを構築する。
病院再開発に関し、基本構想を基に具体的な増築・改修等計画について検討を進め、再開発計画を積極的に推進し早期実現を図る。

No.127

電子カルテを用いた各種診療・治療計画及び証明書等の作成・発行について、病院情報管理システムを基に整備・充実を図る。
患者サービスと効率的な診療・治療を実施するため、クラークの配置、各種生体検査の効率的運用を図る。
患者図書室の整備・充実を図る。

No.128

医薬品・医療材料等の医療提供体制の効率化を図るため、収益性、経済合理性について追跡調査を進める。

医薬品・医療材料等の請求，購入，入庫管理，出庫管理及び在庫管理を効率的に行うために，院内物流中央管理システム（SPD）を導入する。

各種経費の削減を行うため，医薬品・医療材料等の購入計画，購入方法を再検討し，購入契約前後の市場調査や価格交渉を強化し，費用対効果を十分に考慮するとともに，購入内容の再点検，代替品や類似品の導入，一元的管理，新製品の評価等を積極的に実施する。

老朽化した医療機器の計画的な更新を実施する。

（２）附属学校に関する目標を達成するための措置

1 幼児・児童・生徒に確かな基礎学力と「自ら学び，自ら考える力」を育む附属学校を創る。

No.129

平成20年度から「幼，小，中一貫教育」の本格導入を図るため，本年度を試行期と位置づけ，学校経営，教科指導，生徒指導等の分野で改革を実施する。

No.130 ，131

本年度も「幼，小，中一貫教育」に関する研究会を継続開催し，地域の公私立学校教員の研修機会を提供する。

No.132

「特別支援教育推進室」事業を引き続き実施し，特別支援教育プログラムの改善を行う。

No.133

平成20年度の「幼，小，中一貫教育」の本格導入を図るため，引き続き入試方法について検討を行う。

2 教育学部とともに歩み，教員養成学部を支える新たな教育観・教職観に満ちた附属学校を創る。

No.134

年間を通じた「教育実習」プログラム開発の最終年度としてこれまでの成果及び課題を検証する。「幼小」「小中」の接続期教育プログラムを開発し，試行する。

No.135

特別支援教育体験及び附属学校・園の児童・生徒を対象とした学生の体験学修について，これまでの成果と課題について検証する。

No.136

大学院生を対象とする「教育臨床研究」を継続実施し，その成果と課題を検証し，教職大学院設置計画に反映させる。

3 地域に開かれ，地域を育み地域に育まれる附属学校を創る。

No.137 ，138

平成20年度から「幼，小，中一貫教育」の本格導入を図るため，本年度を試行期と位置づけ，学校経営，教科指導，生徒指導等の分野で改革を実施する。

4 21世紀の教育を実践するに相応しい附属学校の組織及び施設設備を創る。

No.140

島根県教育委員会と円滑な人事交流を実施し，所要の改善を行う。

No.141

附属学校に学部・附属連携担当として2名の附属学校教員を充て学部と附属学校のより円滑な交流に努める。

No.142

平成20年度実施予定の「幼，小，中一貫教育」の整備に合わせ，同一キャンパスの利点を生かした施設利用計画を策定，実施する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

1 学長がリーダーシップを発揮しつつ、全学的な支持と創意工夫を結集して、総合大学としての自立かつ機動的な大学運営を行う。

No.143

平成18年度に設置した学長室の機能を強化・充実させる。

No.145

中期目標・中期計画の「暫定評価」に向けて学内体制を整備し、16～19年度の進行状況を検証する。

No.146

監査がより一層充実し、かつ、生産性のあるものとなるよう、これまでの監査手続き等を双方向（監査担当者、被監査部局）から検証し改善を図る。

なお、定期監査においては各部局等毎のリスク管理の体制及びその方策・対処等について、重点的に実施する。

No.147

総合企画室において、次期中期目標・計画をも見据えた、大学憲章を実現するためのアクションプランを19年度末までに策定する。

2 教員と事務職員等が一体となり、共同して業務運営が行える体制を整備、強化する。

No.149

教員と事務職員が一体となって構成される委員会を増やす観点から、既設委員会等の見直しのなかで、事務職員の専門性等を考慮し、必要に応じて事務職員を委員会の構成員とする。

No.150

学内環境整備、図書館業務、福利厚生施設の運営等への学生アルバイト活用を促進する。

E M S（環境マネジメントシステム）活動を行う学生を支援する。

学生と職員が一体となり学内環境整備を行う。

学生のニーズを取り入れ、計画的に福利厚生施設の整備を図る。

3 法人の持つ学内資源（資産、財源、人員等）を、全学的な視点に立って戦略的に運用し、法人全体の個性ある魅力的な大学を創造する。

No.151

「島根大学における大学評価に関する基本方針」を踏まえ、予算配分、施設設備の有効活用を行う。

No.152

評価システムに基づく「評価（競争的）経費」の、配分方法について検証を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

1 組織の改組転換を含め、教育機能、研究機能を再検討し、教育研究の進展や社会的要請に柔軟に対応する。

No.155

(法務研究科)

法務研究科は、3か年の実績を踏まえ、最重点を置いてきた法曹養成教育と併せて、教育を支える教員の研究機能を高めること、さらには専門職業人養成教育の到達目標を地域・社会的要請と並行させ深めることができるように教育・研究内容及び組織の充実を図る。

(法文学部)

人文社会科学研究科では、平成18年度に行った「中央教育審議会答申」への対応にともなう規則改正の実態化（修論発表会、シラバスの充実など）をはかるとともに、2年間の総括を踏まえ、カリキュラムや運営など再点検を行う。また、研究科としてのFD活動を実施する。

法文学部では、平成19年度から法務研究科との専他を解消したが、引き続き法務研究科教員の学部教育における負担の軽減に努める、平成19年度から認められた教員免許科目「福祉」教育の充実に努める、学生アンケートや学生との意見交換会などを引き続き実施するとともに、平成16年度の改組後の成果と問題点を点検するなど、総括を始める。

No.156

(教育学部)

教育学部においては、全学の教職課程の充実に図るため、学部附属施設として「教師教育研究センター」を設置し、専任教員及び兼任教員を配置する。

また、既存の教育支援センター、FD戦略センターと教師教育研究センターの連携を強化し、教育学部の教員養成教育プログラムの一層の改善を図る。

平成20年度の制度創設が予定されている「教職大学院」については、山陰地域の唯一の教員養成専門学部・大学院としての設置を目指して計画を策定する。「教職大学院」設置に伴い、既存教育学研究科の全面改組を実現し、教員組織、教育内容を刷新する。

No.157

(医学部)

医学科に地域医療教育学講座を開設し、専任教員を配置するとともに、地域医療人育成のための入学から卒業に至るまでの教育カリキュラムの策定を行う。臨床腫瘍学教育及び専門医育成を中心とする卒前・卒後の教育研究体制を大学院（腫瘍専門医育成コース、高度臨床医育成コース）と附属病院に構築する。

No.158

(総合理工学部)

物質科学科物理分野は、JABEE受審、教員による授業参観と相互評価、卒業生アンケート実施、教育の見直し・改善を実施する。

物質科学科化学分野は、18年度に実施した外部評価及びJABEE事前相談等に基づき、教育プログラムの改善を行うとともに、JABEE受審を実施する。

数理・情報システム学科情報分野は、平成16年度受審結果及び18年度中間審査結果に基づく改善事項を含めた継続的改善を実施する。

電子制御システム工学科は、継続的な教育プログラムの改善を行い、中間審査を受ける。

材料プロセス工学科は、平成20年のJABEE受審を目指し、指導員派遣によるコンサルタントを受けプログラムの修正、プログラムの外部評価とJABEE情報の収集を実施する。

(生物資源科学部)

引き続き平成20年度以降の教育組織・研究組織のあり方を検討する。

No.159

(外国語教育センター)

平成18年度に行った運営組織・教育内容の見直しを踏まえ、現代的ニーズに応える外国語教育を推進する。また、外国語教育センター特別嘱託講師と連携し、国際交流推進や社会貢献に資する外国語教育プログラムを企画し、実施する。

(教育開発センター)

センターを中心にして大学教育に関する課題意識を全学的に共有できる活動を進め、大学教育の企画・実施・評価、ファカルティ・ディベロップメント（FD）の計画・実施、教育の成果・効果の検証・評価等の活動を推進する。センター活動に学生や教職員のニーズが反映されており、教育の質の向上や授業の改善に結びついていることを検証する。

(国際交流センター)

国際交流センターにおいて、専任教員が主体となり「学生交流部門」、及び「学術交流部門」

の組織体制の整備を行う。

国際交流センターにおいて専任教員が中心となって、諸活動の実施体制、及びセンター全体の管理運営体制を確立させる。

(総合企画室)

大学運営に係る戦略的な取組みを推進するため、調査・企画・立案等を専門的に行う専任教員を採用する。

平成18年度に制定した大学憲章を実現するためのアクションプランを19年度末までに策定する。

(評価室)

平成18年度の教員個人評価の試行結果を踏まえ、平成19年度は、法人評価、認証評価を視野に入れ、大学評価・学位授与機構が定める評価基準を活用し、部局等の自己点検評価を実施する。

同時に本学が実施する自己点検評価が組織的な教育・研究活動の活性化及び質的向上につながっているか、法人評価部門及び認証評価部門において検証する。

平成18年度に入力した教員の活動データを組織データとして集約し、本学の自己点検評価を実施する際の根拠データとして活用していく。

(入試センター)

専任教員を採用し、企画広報部門及び研究開発部門を確立する。

入試の企画・広報・実施・評価活動を強化する。

- ・すべての入試におけるアドミッション・ポリシーの系統的整備
- ・入試の実施項目とアドミッション・ポリシーとの整合性の点検とそれに基づく入試改善
- ・入試実施体制の適正化・効率化と中・長期的視点に立った入試改革の検討

(キャリアセンター)

キャリア教育の実施、就職ガイダンスの企画・実施、就職相談、就職情報の整理・活用等が図れるように体制を整備する。

各学部・学科の就職支援活動との連携を深め、就職率の向上を図る。

3年生及び大学院修士課程1年生を対象にした就職ガイダンスを少人数を対象としたミニガイダンスとして実施するなどして更に充実させ、参加者の増加を図る。

医学部学生を対象としたキャリア教育・就職ガイダンスを出雲キャンパスで実施する。また、松江キャンパスで実施するガイダンスについて、遠隔地講義システム及びテレビ会議システムを使用して出雲キャンパスから参加できるように工夫する。

(産学連携センター)

産学連携センターに整備した連携企画推進部門のリエゾン機能を活用し共同研究を推進する。

産学連携センターに整備した4部門が教育研究の進展・社会的要請への柔軟な対応ができていくか検証する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

1 教員の活動に対する一元的に管理された多面的評価システムを構築する。

No.161

平成18年度の教員個人評価の試行結果を踏まえ、全学の教員評価基準、部局等における教員評価の実施方法等について必要に応じて改善を行う。

教員情報入力システムにより、引き続き教員の活動データの入力を全学で行い、教員個人評価を実施する。

2 教育研究を一層活性化させるために、教員の流動性を向上させるとともに、有能で多様な人材の登用を推進する。

No.163

外国へ公募を行うための方策を策定する。

No.165

個人情報保護法に係る問題等に配慮しつつ、一定の選考結果の公開ルールを定めて公表する。

No.166

任期制を導入していない部局については任期制の導入について検討を進め、任期制を導入しないこととする部局、学科等については、教員の流動性を向上させるための任期制に代わる具体的な方策を検討する。

No.167

男女共同参画推進委員会等において整理した取り組み課題に基づき、女性教員や外国人教員の比率を高めるための具体的な方策について検討する。

3 事務職員の専門性等の向上のため、必要な研修機会を確保するとともに、他大学等との人事交流に配慮する。

No.168

専門的研修を企画・経営、財務・会計、病院マネジメント、人事・労務等の体系別に区分し受講させる。

No.169

山陰地区、島根地区については交流協定に基づきこれまでどおり定期的・計画的人事交流を推進する。また、交流の範囲を中国地区内及びその他の地域まで広げた人事交流を計画的に推進する。

4 教職員の処遇に本人の業績を適切に反映させる。

No.170

新評価制度の試行結果の分析を行い、評価結果を利用した処遇への反映方法を引き続き検討する。

No.171

期間を限った研究に従事する教員、大学として重点的に取り組む研究開発に従事させる特に高度な研究業績、研究能力を有する教員を招聘する場合等の特定の教員に対し適用する年俸制度について検討を進める。

No.172

本人が取得した資格等を申告させ、それに基づき必要に応じて処遇・配置に反映させる。

5 教職員の人権意識、職場倫理及び社会的信頼をより一層向上させる。

No.173

既に設置している倫理に関する委員会（セクシュアル・ハラスメント防止委員会、ハラスメント対策委員会、内部通報対応委員会、男女共同参画推進委員会、利益相反マネジメント委員会、倫理監督者等）を中心に、本学職員のモラル向上と法令順守のための研修、講演等を実施する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

1 各種事務の集中化・電算化等により、事務処理の簡素化・迅速化を図るとともに、事務組織・職員配置の再編、合理化を進める。

No.178

平成20年2月の事務用電子計算機システムの更新に向けて、これまで導入してきた学内LANを利用したシステムのハード面のスペックアップ及びソフトウェアのバージョンアップを実施し、さらに事務処理の効率化と迅速化を図る。

学内LANを利用した事務処理が可能な業務について、処理方法の見直しを含めて検討を行い、可

能なものから実現させる。

No.179

事務機構改革3ヶ年計画(18年度~20年度)に基づき、引き続き事務組織の再編・合理化について検討し、可能なものから実施する。

No.181

複数年契約を拡大し契約金額の低減を図るとともに、契約事務の平準化を図るよう契約開始時期の分散を検討する。

No.182

法人業務の合理化、効率化の観点から、業務改善・外部委託の検討を継続し、可能なものから実施する。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

1 科学研究費補助金等外部研究資金その他の自己収入を積極的に増やし、活用するための組織的な取り組みを行う。

No.183

外部研究資金獲得方策検討WG(科研費)において科学研究費補助金の増加に向けて、平成18年度に実施したアンケート結果に基づき増加策を検討する。

平成18年度に作成した「外部研究資金獲得マニュアル(受託等)」に基づき学部等に対して啓発活動を行う。

No.184

外部研究資金獲得方策検討WG(科研費)において科学研究費補助金の増加に向けて、平成18年度に実施したアンケート結果に基づき増加策を検討する。

科学研究費補助金の申請にあたって、各学部申請アドバイザーを置く制度を確立し、申請者からの相談に適切に対応する。

No.185

研究戦略会議の下に設置した外部研究資金獲得方策検討WGにおいて、外部研究資金の獲得策について検討する。

平成18年度に作成した「外部資金獲得マニュアル(受託等)」により啓発活動を行う。

No.186

平成18年度に創設した「国立大学法人島根大学支援基金」の募金活動を推進する。

2 収入を伴う事業の実施により、自己収入の拡充に努める。

No.187

市民の生涯学習活動となる講座の提供や研修事業は収益事業として、生涯学習教育研究センターが中心となり実施する。その上で、必要に応じて学内の関係機関と連携することで、連携協力体制の在り方を検討する。

また、本学の公開講座・公開授業の一部やその他の学習講座事業を収益事業として展開するための学外の地域拠点の設置も、生涯学習教育研究センターが中心となって必要な措置を講ずる。

なお、平成18年度に引き続き、生涯学習教育研究センターの独自事業である「生涯学習ツアー」を「公開講座」として実施し、事業収益の拡充を図るとともに、生涯学習に係わる研究助成を受託し、事業の拡充を目指す。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

1 管理的経費の抑制を図る。

No.188

予算配分において管理的経費を引き続き1%削減する。
総人件費改革の実行計画を踏まえ、概ね1%の人件費の削減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

1 資産の効率的活用を図る。

No.189

引き続き資産の適切かつ効率的な運用を図る。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

1 評価の効率性・適切性・透明性の向上、評価手法の改善に努める。

No.191

平成18年度の教員個人評価の試行結果を踏まえ、平成19年度は、法人評価、認証評価を視野に入れ、大学評価・学位授与機構が定める評価基準を活用し、部局等の自己点検評価を実施する。同時に本学が実施する自己点検評価が組織的な教育・研究活動の活性化及び質的向上につながっているか、法人評価部門及び認証評価部門において検証し、改善を図る。

2 自己点検・評価を積極的に行うとともに、第三者評価を厳正に受けとめ、評価結果を大学運営の改善に十分に反映させる。

No.192

法人評価部門及び認証評価部門と各部局の自己評価等委員会等との合同連絡会議を定期的開催し、以下の計画を実施する。

- ・ 法人評価部門においては、年度計画及び実績報告書の分析、改善状況の検証を行い、役員会に対し現況及び課題を報告するとともに、具体的な改善策を提言する。
- ・ 認証評価部門においては、各部局の自己評価等委員会と連携し、認証評価に係る現状分析、改善状況の検証を実施する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

1 教育研究活動の状況等大学に関する情報提供の充実を図る。

No.193

広報プランに基づく、平成19年度の広報・広聴活動計画により、広報・広聴活動を実施する。広報・広聴委員会に学外アドバイザーを迎え、広報・広聴活動について必要な改善を行う。

No.194

学生参加の広報プロジェクトとして、学生とともに作成する広報誌「be」を学生視点の大学紹介誌として発行する。

No.195

大学情報データベースと機関リポジトリ等他のデータベースとの連携を図り、学内の自己点検評価を実施する際の根拠データとして、また、学外に対する教育・研究活動の情報提供に資するため、検索機能等を含めた使いやすいデータシステムの構築を引き続き進める。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

1 施設・校地の点検・評価に基づき、教育研究スペースの適正化・活性化を図り、長期的な施設整備の構想を立案し、計画的な整備と管理を行う。

No.197

平成19年度末までに、18年度に作成した資料に基づき、松江キャンパス施設整備マスタープランを作成する。

No.198

教室現代化年次計画に沿って平成19年度教室整備計画を実施する。

法文学部棟及び教育学部棟の同時改修実施に伴い、講義及び入試の円滑な実施のために松江キャンパス全学部教室等の効率的運用計画を策定し、実施する。

No.199

「島根大学における研究設備整備に関する基本的な考え方」(役員会決定)に基づく共同利用を踏まえた設備整備、有効利用を一層推進する。

共同利用機器整備のための基本情報の管理・公開システムの見直しを行うとともに、長期的な施設整備構想を検討する。

No.200

松江キャンパスにおいては、ゾーニング計画に基づき、メインストリートへの自転車の進入禁止を実施し、安全で快適なキャンパスを目指す。また、駐車場の整備計画と共にその管理運営方法について検討を行う。

出雲キャンパスについては、病院再開発に絡めて、校地の利用・ゾーニング計画の検討を開始する。

No.201

教養講義室棟2号館2階、教育学部3、4、5期棟及び法文学部棟の衛生面の改修を行う。

L A N及び空調設備について順次整備を行う。

2 キャンパスアメニティの向上、エコロジーキャンパス、キャンパス緑化等を推進し、豊かなキャンパスづくりを図る。

No.202,203

松江キャンパスにおいては、平成17年度(川津地区)及び平成18年度(大輪地区及び本庄地区)に取得したISO14001の規格に基づき、環境マネジメントシステムの運用を行い、環境目的の達成に向けた活動を実施する。

出雲キャンパスにおいては、平成19年4月から本格的な環境マネジメントシステムの運用を行い、平成19年度末の認証取得を目指す。

出雲キャンパスE S C O事業の2年次計画の2年次目を整備する。

3 ユニバーサルデザイン、環境保全等の社会的要請に十分配慮する。

No.204

法文学部棟、附属図書館医学部分館及び本部棟エレベーターを身障者対応用に改修する。

4 民間資金等の導入による施設整備やその管理運営等を含め、特色ある施設整備や施設管理の推進を図る。

No.205

学生寄宿舎の整備については、民間資金活用による整備の可能性の是非について市場調査アンケートを行う。

両キャンパスの駐車場の管理運営等については、有料化を検討する。
食堂、売店等の管理運営方法及び福利厚生施設の民間資金活用による整備等について引き続き検討する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

1 研究・実験施設、教室、附属病院等における、安全衛生管理を徹底して、教職員の健康と安全を守る環境整備と、学内での事故防止に努める。

No.206

産業医、衛生管理者及び衛生工学衛生管理者による点検結果を踏まえて、必要な事項については、建物の改修、設備等の改善を含めた適切な対策を講ずる。

引き続き、衛生管理者等の養成を行う。

特定化学物質、有機溶剤使用者への安全衛生教育を実施する。

2 化学物質、RI、実験廃液及び廃棄物処理等の安全管理を図り、安全で快適な教育研究環境の確保を図る。

No.207

平成18年度に導入した「薬品管理システム」(TULIP)の試行を実施するとともに、その評価と検証を踏まえて、平成19年度中の本格導入を目指す。

3 自然災害や人的災害及び原発事故等に対する安全性の確保に努める。

No.209

各種防災設備の設置状況及び非難動線の確保について、防災設備定期点検及び施設パトロール時に点検を行う。

インフラ整備の防災性能上の点検を計画的に行う。

No.210

平成18年度に作成した災害対策マニュアルの周知・徹底を図るとともに、訓練を実施する。

4 高度情報化を推進するため、情報資産のセキュリティ対策の充実を図る。

No.212

あらゆる機会をとおして、情報セキュリティポリシーの学生・教職員への周知を図る。

情報セキュリティ講習会やe-learningを実施し、情報セキュリティに対する本学構成員への理解・浸透を図る。

No.213

情報セキュリティマニュアルの評価・見直しを行い、PDCAサイクルにより適切な措置をとる。

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

28億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡する計画

なし

担保に供する計画

附属病院の基幹・環境整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。また、病院医療機械設備の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源 (百万円)
・(川津他)耐震対策事業	総額 2,097	施設整備費補助金 (1,644)
・(医病)基幹・環境整備		長期借入金 (397)
・患者モニタリングシステム		国立大学財務・経営センタ-施設費交付金
・小規模改修		(56)

注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

新評価制度の試行結果の分析を行い、評価結果を利用した処遇への反映方法を引き続き検討する。

(参考1)19年度の常勤職員数 1,388人

また、任期付職員数(注)の見込みを207人とする。

(注)教育職員の任期に関する規程による任期付教員

(参考2)19年度の人件費総額見込み 14,491百万円(退職手当は除く)

(別紙)

予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

(別表)

学部の学科, 研究科の専攻等の名称と学生収容定員, 附属学校の収容定員・学級数

(別紙) 予算, 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成19年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	10,807
施設整備費補助金	1,644
船舶建造補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	48
国立大学財務経営センター施設費交付金	56
自己収入	14,183
授業料及び入学金検定料収入	3,633
附属病院収入	10,434
財産処分収入	0
雑収入	116
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	812
引当金取崩	0
長期借入金収入	397
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	100
計	28,047
支出	
業務費	21,530
教育研究経費	12,072
診療経費	9,458
一般管理費	2,499
施設整備費	2,182
船舶建造費	0
補助金等	48
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	812
貸付金	0
長期借入金償還金	976
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	28,047

「施設整備費補助金」のうち、平成19年度当初予算額18百万円、前年度よりの繰越額1,626百万円

[人件費の見積もり]

期間中総額 14,491百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 11,661百万円)

2. 収支計画

平成19年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	25,642
業務費	23,887
教育研究経費	1,639
診療経費	6,089
受託研究費等	405
役員人件費	151
教員人件費	8,592
職員人件費	7,011
一般管理費	697
財務費用	225
雑損	0
減価償却費	833
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	26,016
運営費交付金	10,531
授業料収入	3,000
入学金収益	440
検定料収益	127
附属病院収益	10,434
受託研究等収益	405
補助金等収益	31
寄附金収益	377
財務収益	0
雑益	115
資産見返運営費交付金戻入	121
資産見返補助金等戻入	17
資産見返寄附金戻入	21
資産見返物品受贈額戻入	397
臨時利益	0
純利益	374
目的積立金取崩益	100
総利益	474

3. 資金計画

平成19年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	34,212
業務活動による支出	24,622
投資活動による支出	2,587
財務活動による支出	976
翌年度への繰越金	6,027
資金収入	34,212
業務活動による収入	25,850
運営費交付金による収入	10,807
授業料及び入学金検定料による収入	3,633
附属病院収入	10,434
受託研究等収入	405
補助金等収入	48
寄附金収入	407
その他の収入	116
投資活動による収入	1,700
施設費による収入	1,700
その他の収入	0
財務活動による収入	397
前年度よりの繰越金	6,265

別表(学部の学科, 研究科の専攻等)

法文学部	法経学科	360 人
	社会文化学科	280 人
	言語文化学科	260 人
	編入学	20 人
	教育学部	学校教育課程
	(うち教員養成に係る分野)	680 人)
医学部	医学科	510 人
	(うち医師養成に係る分野)	510 人)
	編入学	40 人
	(うち医師養成に係る分野)	40 人)
	看護学科	240 人
総合理工学部	編入学	20 人
	物質科学科	520 人
	地球資源環境学科	200 人
	数理・情報システム学科	400 人
	電子制御システム工学科	320 人
	材料プロセス工学科	160 人
	編入学	40 人
	生物資源科学部	生物科学科
	生態環境科学科	180 人
	生命工学科	160 人
	農業生産学科	120 人
	地域開発科学科	220 人
	編入学	40 人
人文社会科学研究科	法経専攻	12 人
	(うち修士課程)	12 人)
教育学研究科	言語・社会文化専攻	12 人
	(うち修士課程)	12 人)
	学校教育専攻	10 人
	(うち修士課程)	10 人)
医学系研究科	教科教育専攻	60 人
	(うち修士課程)	60 人)
	医科学専攻	30 人
	(うち修士課程)	30 人)
	看護学専攻	24 人
	(うち修士課程)	24 人)
	形態系専攻	32 人
	(うち博士課程)	32 人)
	機能系専攻	60 人
	(うち博士課程)	60 人)
総合理工学研究科	生態系専攻	28 人
	(うち博士課程)	28 人)
	物質科学専攻	72 人

	(うち修士課程)	72 人)
	地球資源環境学専攻	28 人
	(うち修士課程)	28 人)
	数理・情報システム学専攻	56 人
	(うち修士課程)	56 人)
	電子制御システム工学専攻	44 人
	(うち修士課程)	44 人)
	材料プロセス工学専攻	24 人
	(うち修士課程)	24 人)
	マテリアル創成工学専攻	18 人
	(うち博士課程)	18 人)
	電子機能システム工学専攻	18 人
	(うち博士課程)	18 人)
生物資源科学研究科	生物科学専攻	24 人
	(うち修士課程)	24 人)
	生態環境科学専攻	36 人
	(うち修士課程)	36 人)
	生命工学専攻	24 人
	(うち修士課程)	24 人)
	農業生産学専攻	24 人
	(うち修士課程)	24 人)
	地域開発科学専攻	44 人
	(うち修士課程)	44 人)
法務研究科	法曹養成専攻	90 人
	(うち専門職学位課程)	90 人)
附属小学校	普通学級のうち単式学級	
	480人	
	学級数 12	
	普通学級のうち複式学級	
	48人	
	学級数 3	
	特殊学級	
	24人	
	学級数 3	
附属中学校	普通学級	
	480人	
	学級数 12	
	特殊学級	
	24人	
	学級数 3	
附属幼稚園	160人	
	学級数 5	